



龍郷町事務支援室だより

ひりゅう

No.197

2019年 12月発行

(発行責任者)

龍郷町学校事務支援室



早いもので今年も残り 20 日ほどとなりました。運動会や学習発表会など 2 学期の大きな行事等も終わり、今は学期末事務等へ向けてお忙しい時期だと思います。

年が明けると年度末へ一直線ですので、年末年始はしっかり英気を養ってくださいね。

令和元年分 年末調整について

ご提出いただいた申告書に基づきまして、令和元年分の年末調整が行われます。

結果として、年間の所得税を多く徴収していた場合は還付が行われ、逆に少なく徴収していた場合は追徴が行われます。

還付の基本的な流れは 2 段階になっており、まずは①12 月給与の所得税にて減額調整が行われます（※間接的な還付）。そして、それでも調整しきれず還付金が発生する場合に限り、②12 月末頃に別途口座に振り込みされます（※直接的な還付）。

逆に追徴の場合は、12 月分給与の所得税にて増額調整されることとなりますが、税法上の扶養親族の所得超過などが発生しない限り、多額の追徴になることは基本的にありません。

※ 今後の注意点！！

11 月の年末調整書類提出の際、扶養親族の「給与等支払額証明書（見込）」をご提出いただいた方は、12 月の最終給与支払日以降に確定版の証明書を再度、ご提出していただく場合があります。各学校事務職員から声をかけられた際には、ご協力をお願いします。

また、万が一、11 月の申告に間に合わなかった保険料控除等の証明書等が保険会社から届いた場合は、早急に各学校事務職員までお知らせください。

令和 2 年 1 月 15 日（木）までは、年末調整の最終報告にて修正が可能です。それ以降の修正については、個別での**確定申告が必要**となりますのでご注意ください。

また年末調整時期に限らず、下記のように生活状況の変化がありましたら、各学校事務職員までご連絡ください。

このようなときはご一報下さい

- ☑ 結婚（離婚）します。
- ☑ 扶養親族の増減があります。
- ☑ 扶養親族が就職します。扶養親族の収入が月 10 万円を超えるかも・・・
- ☑ 扶養親族が年金や雇用保険の手当を受給し始めました。
- ☑ 住所変更します。
- ☑ 住居の契約内容が変更になりました。
- ☑ トンネルや橋等の開通で通勤経路が変更になりました。
- ☑ 単身赴任中ですが、申請時と実情が変わりました。（扶養親族の転居、進学、就職 等）



今後の給与改定について（概要）

先日、大島地区事務職員研修会があり、今後の給与改定についての概要説明がありました。

【今年の給与勧告のポイント】（鹿児島県人事委員会勧告より）

①給料表について（平成31年4月1日から）

- ・行政職給料表について、各号給の額に一定の率（100分の100.28）を乗じた給料表に改定
- ・その他の給料表（教育職など）について、行政職給料表との均衡を基本に改定

②期末手当・勤勉手当（令和元年12月1日から）

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、現行の支給月数4.45月を4.50月に改定
- ・引き上げ分は勤勉手当に配分（今年度は12月勤勉手当を0.05月分引上げ）

③住居手当の改定（令和2年4月1日から）

- ・手当の支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限を引上げ

手当額の上限 : 27,000円 ⇒ 28,000円

手当の支給対象になる家賃額の下限 : 12,000円 ⇒ 16,000円

※手当額が1,000円を超える減額となる職員については、3年間、経過措置として当該差額から1,000円を減じた額を手当として支給



上記勧告に基づく給与条例案が議会で審議・可決されると、①と②により給料表と勤勉手当の引き上げ分の追給（＝差額支給）が実施されることになります。

もしも交通事故にあったら

① 組合員証を使用するときの連絡

交通事故などで負傷したときは、加害者がその治療費を支払うのが原則です。

ただし、公務中、通勤時外の事故で、かつ重傷により長期間治療を必要とするときや被害者にも過失があるときなどで組合員証を使用したいときは、事故後すぐに共済組合へ連絡したうえで使用し、必要書類を提出してください。

② 示談は慎重に

「治療費は組合員証を使用するので必要ありません。」等、不用意に治療費の請求権を放棄する内容の示談、和解等をすると、共済組合から加害者に請求することができなくなりますので、示談はあわてて行わず、必ず共済組合とよく相談した上で進めてください。

③ 交通事故等にあったときの留意事項

- 1 次のことを確かめる。
 - (1) 加害者（運転手）の住所、氏名、自動車登録番号等
 - (2) 車検証及び車の持ち主
 - (3) 保険会社名（自賠責保険、任意保険）及び保険番号
- 2 小さな事故でも必ず警察に届ける。
- 3 共済組合へ連絡する。
- 4 示談をみだりに急がない。
- 5 示談屋に依頼しない。
- 6 医師の診断を受ける。



師走に入り世間は慌ただしくなっています。年末の交通安全運動も行われます。今回の記事が役に立つことのないように祈りながら…お互い交通安全に気をつけて過ごしましょう！！

